



「誰もが豊かで安心して働き続けることができる 社会の実現を目指して」

沖縄労働局 局長 柴田 栄二郎

県民の皆様こんにちは。令和6年4月1日付で着任いたしました。沖縄では、美しい大自然や伝統文化・歴史などに触れ、多くの感動を味わう充実した日々を送りたいと思っております。

労働局は、ハローワーク、労働基準監督署を抱える厚生労働省の地方組織です。沖縄県など関係機関と連携しながら、県経済の発展と県民生活の向上に向け、雇用対策や労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保のための対策、働き方改革・女性活躍の推進等の業務を行っています。

沖縄県内の雇用情勢は、国内外からの入域観光客数の増加などを背景に改善傾向が続いており、令和5年度の有効求人倍率は1.17倍となりました。求職者は物価高を背景に、これまで以上に雇用形態や賃金などの求人条件に関心を持っている方が増え、事業主は人手不足を背景として雇用形態を見直すなど人材確保の動きが高まっています。

このような中、事業主の方々は、原材料価格の高騰や価格転嫁、労働者の賃上げ、人材の確保に日々ご苦労されているかと思えます。

また、本年4月1日より、「自動車運転者」、「建設業」、「医師」、「製糖業」につきまして、他の業種と同様に「時間外労働の上限規制」が適用されました。今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに人材不足の深刻化が見込まれます。多様な人材の活用、生産性の向上も含めた働き方改革、賃上げなどの処遇改善の取組が、なお一層求められます。労働局では、賃上げと生産性向上を支援する「業務改善助成金」や、人手不足への対応として「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金）」、従業員のスキルアップと定着を支援する「人材開発支援助成金」などの助成を行っております。

また、ワンストップ相談窓口として「沖縄働き方改革推進支援センター」を設置し、専門家が無料でアドバイスなども行っております。ぜひこれらをご活用頂き、人材確保や定着につなげて頂きたいと考えております。

雇用面で、沖縄県はいくつかの課題を抱えてい

ます。課題の一つとして、若年者の雇用問題があります。高卒・大卒後3年以内の離職率や若年者の失業率は全国と比べ高い状況が続いています。その解決に向け、早期の業界・企業研究など学校と連携した学卒（予定）者への支援強化に取り組んで参ります。

沖縄県が抱える中長期の課題には、労働者の健康問題もあります。労働者の健康は、企業の安定経営や生産性に大きな影響を及ぼします。県内の労働者の健康診断有所見率（異常所見がある者の割合）は上昇が続き、全国最下位が続いています。生活習慣病関連の異常割合が高く、改善に向け、保健指導の実施などに取り組むほか、沖縄県など関係機関5者で、企業の「うちなー健康経営宣言」を勧奨しています。宣言企業には各種サポートが無料でご利用いただけます。

ところで、人材確保の一手段として、多様な業種でフリーランスに委託するという方法も普及しております。フリーランスとの契約では専門的なスキルが必要な部分を委託できるというメリットがある反面、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。そこでフリーランスとの受発注等に係るルールを定めた法律が今年11月に施行を予定しています。今後、施行に向けた周知広報にも力を入れて参ります。

これからも私たち労働局は「沖縄」という地域に根差した地方労働行政機関として、県民の皆様からの期待に応えられるよう、各種取組を着実に実施していくとともに、沖縄県や各市町村、労使団体、その他の関係機関等と緊密に連携を図り、県民の皆様が豊かで安心して働くことができる労働環境の実現を目指して取り組んで参ります。

＜沖縄労働局の施策 QRコード一覧＞



(LINE)



(X (旧 Twitter))



(YouTube)



(賃金引上げ
特設ページ)

班名変更のお知らせ

～令和6年度から(沖縄県労働政策課)人材投資推進班に変更～

沖縄県では、経済成長の源泉となる多様な人材及び職業能力の育成・開発に向けた人材投資関連施策の対応強化のため、労働政策課の能力開発班の体制を強化し、より方向性を明確に示すため班名を人材投資推進班に変更しました。

労働政策課はこれまで、県立職業能力開発校における訓練や、民間の専門学校等へ委託して行う訓練など個人に対する公共職業訓練を実施するほか、技能検定の実施・普及に取り組んできました。これらに加えて、令和6年度からは、企業の「稼ぐ力」の強化に向け、経営の効率化やイノベーションをけん引する産業人材を育成することに取り組んでまいります。

(旧班名) 能力開発班 → (新班名) 人材投資推進班

人材投資推進班の業務内容(主なもの)

1 公共職業訓練

- (1) 県立職業能力開発校において、企業等から求められる訓練ニーズに対応した職業訓練を実施し、早期就職を図る。
- (2) 県立職業能力開発校の施設及び設備を整備し、訓練環境の充実化を図る。
- (3) 事業主等が行う職業能力開発を支援し、取組団体の増加を図る。
- (4) 企業や求職者のニーズの把握に努め、より適切な委託訓練の実施に取り組む。

2 技能向上

- (1) 技能検定の実施・普及に取り組み、技能水準の向上を推進し、技能労働者の社会的地位の向上及び本県の産業発展に寄与する。
- (2) 卓越した技能者(現代の名工)及び沖縄県優秀技能者等の表彰推薦を行う。

3 社会参画とキャリアアップに資する学び直しの機会の創出

- (1) 県立職業能力開発校において、企業等から求められる訓練ニーズに対応した在職者向け訓練を実施し、職業の安定を図る。
- (2) ニート等の若年無業者で就労支援が必要な者へ、就労に導くための基礎的な職業訓練を実施し、無業者状態からの改善を図る。

4 企業の「稼ぐ力」の強化

- (1) 企業自ら産業人材育成を実践する取組を促進することで、市場環境に応じた経営や事業のイノベーションによる生産性向上を図る。
- (2) 県内企業に対し、経営課題の解決や成長戦略を具体的に進める優秀な外部人材の活用を促し、企業の生産性の向上を図る。

沖縄県労働政策課 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

沖縄県立具志川職業能力開発校 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/ability/1012130/1012196/index.html>

沖縄県立浦添職業能力開発校 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/ability/1012130/1012168/index.html>

お問い合わせ先 沖縄県商工労働部労働政策課 人材投資推進班 TEL : 098-866-2366

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。



フリーランス・事業者間取引適正化等法
YouTube説明動画（公正取引委員会）

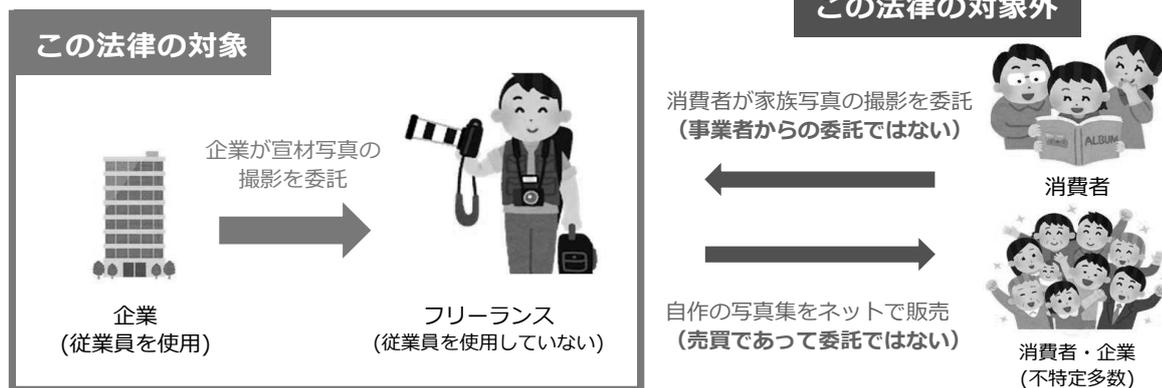
法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

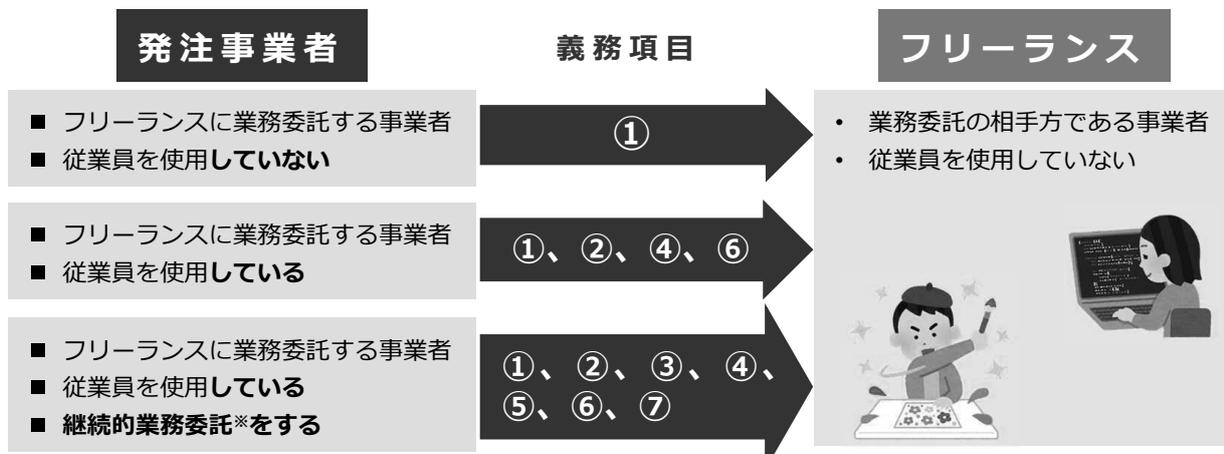
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年度 厚生労働省 沖縄労働局 委託事業 実施機関 株式会社タスクール Plus

沖縄働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

働き方改革 サポートします！

ウチの会社はどうしようか...。
専門家に相談すればいいんだ！



相談無料

残業が月 60 時間を超えたら
何か変わるの？

建設業、運送業、砂糖製造業の
労働時間管理が厳しくなるけど
どうすればいい？

ハラスメント対策
って言うけど
どうしたらいいの？

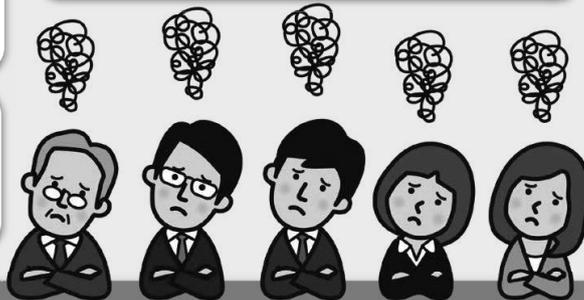
うちの会社で
もらえる助成金って
あるのかな？

外国人労働者を雇おうと考えてるんだけど？

パートさんの
手当の見直して
必要なの？

求人を出しても
人が集まらない
だけ！

うちの就業規則は
問題ないか
見てもらえるかな？



個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談

当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの
実施開催



オンライン相談

お電話または下記QRコードより
お問い合わせください。



*実施期間:令和6年4月8日から令和7年3月31日
受付日時:月~金曜日(祝日等を除く)午前9時~午後5時
当センター専用駐車場有

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

沖縄働き方改革推進支援センター

電話

0120-420-780

E-mail

okinawa@task-work.com

ファックス

098-859-8371

ホームページ



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

沖縄働き方改革推進支援センター

沖縄働き方改革推進支援センター 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 508 号

*当センターは、厚生労働省・沖縄労働局より委託を受けた公的支援機関です。*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。

沖縄労働局からのお知らせ

労働保険年度更新集合受付 特設会場のご案内
(那覇労働基準監督署管内の事業主の皆様へ)

現在、合同庁舎3号館の工事のため来庁者用駐車場が大幅に減少しており、外部特設会場での集合受付を行いますので、ご利用ください。

(下記期間においては特設会場でのみ受付いたします)

記

日時 : 令和6年7月8日(月)、9日(火)、10日(水)

10:00~16:00 ※予約不要

会場 : 浦添市産業支援センター 結の街 3階

浦添市勢理客4丁目 13番1号(駐車場有)



全国安全週間

7月1日～7月7日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念のもと、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

令和6年度「全国安全週間」スローガン

危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全

各職場の労使関係者の努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

全国安全週間を機に、すべての職場で以下の事項に取り組みましょう。

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



沖縄労働局 健康安全課 Tel 098-868-4402